

休日保育実施要項

(目的)

第1条 本要項は社会福祉法人国立保育会（以下「法人」とする）の運営する施設において主に土曜日、日曜日、祝日および自治体との業務委託契約において年末に実施される休日保育事業について、その事業を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 休日保育事業とは、専ら自治体の委託を受け、主に土曜日、日曜日、祝日および年末に法人が運営する施設においておこなう保育事業である。

(休日保育事業実施園)

第3条 休日保育事業実施園は以下のとおりとする。

- ① 練馬区立南大泉保育園
- ② 練馬区立光が丘保育園
- ③ 練馬区立氷川台第二保育園
- ④ 練馬区立下石神井第三保育園

(休日保育事業実施概要)

第4条 休日保育事業は以下のとおりおこなう。

- ① 委託元自治体の仕様内容に基づき実施する。
- ② 仕様内容が明確でないものについては、権限の範囲内において事業実施園の園長等(以下「実施園園長等」とする)が専決することとし、権限を越えるものについては理事会にて決定する。
- ③ 事業の担い手となる職員は、実施日ごとに法人内の全職員の中から公募し、実施園園長等が選任する。選任された職員の休日保育事業中の指揮命令権者は、当日従事管理者等とする。

(休日保育の従事者の選任)

第5条 休日保育は法人内の公募により選任された従事者によって実施することとし、その要件、人数等は別表1の通りとする。

2 公募方法および従事者の選任方法等は以下の通りとする。

- ① 実施園園長は、随時、法人内の選任要件を満たす職員等の中で、休日保育に従事希望のある職員を登録者として登録する。

- ② 実施園園長は、休日保育実施月の前までに、登録者に対して公募をおこない、休日保育実施月の前までに待機者を決定する。
- ③ 実施園園長は、休日保育実施日の遅くとも 7 営業日前までに、待機者の中から従事予定者を決定し、従事予定者が所属する園及び部門の管理職（以下「所属園園長等」とする）に通知する。
- ④ 所属園園長等は③の通知を受け、従事予定者に時間外勤務命令を発令するとともに、その発令の承諾の有無を実施園園長等に連絡する。

（休日保育従事者、専従者、待機者の手当）

第 6 条 休日保育従事者について、時間外勤務割り増し分を含め、実施園から別表 1 の休日保育従事手当を支給する。

- 2 前項の定めによらず、南大泉保育園において専ら休日保育に従事するために雇用された非常勤職員については、別表 1 の休日保育専従手当を支給する。
- 3 休日保育の待機者に選任されながら、前条第 2 項第 3 号の決定により、休日保育実施日の予定利用人数が少なかったために従事者とならなかった待機者に対しては、実施園から別表 1 の休日保育待機手当を支給する。
- 4 手当の支給方法については、実施園園長が決定するが、給与規程の時間外勤務手当の支給期日を超えないこととする。

（実施園から所属園への事務手数料）

第 7 条 休日保育実施園から従事者の所属園に対し、法定福利費相当額として、休日保育勤務 1 回あたり 2,000 円の事務手数料を業務委託費として支払うこととする。

（その他）

第 8 条 本要項に定めのないことについては、理事会で協議し、決定することとする。

- 付則
- 1 本要項は平成 32 年 4 月 1 日制定施行する。
 - 2 本要項は令和 2 年 4 月 1 日改正施行する。
 - 3 本要項は令和 5 年 4 月 1 日改正実施する。
 - 4 本要項は令和 6 年 12 月 3 日改正、令和 7 年 1 月 1 日施行する。
 - 5 本要項は令和 7 年 6 月 26 日改正施行する。
 - 6 本要項は令和 7 年 12 月 2 日改正、令和 8 年 4 月 1 日施行する。

別表 1

従事者の職種	人数※1	選任要件	休日保育従事手当 休日保育専従手当※2 休日保育待機手当
管理者	7:30-18:30 1名	法人内園長または副園長（南大泉保育園以外の練馬区委託園を除く）	5,000円×10時間 対象外 10,000円/回
保育士	7:30-16:30 2名 9:30-18:30 2名	保育士資格を有すること	3,500円×8時間 2,500円×8時間 10,000円/回
調理員	8:00-17:00 1名	集団調理の実務経験があること	3,500円×8時間 2,500円×8時間 10,000円/回

※1 休日保育の利用が全くない場合は、全ての職種の従事者の人数を0名とする。

※2 休日保育専従手当については、基本給および休日勤務に伴う時間外勤務手当を含めた額とする。